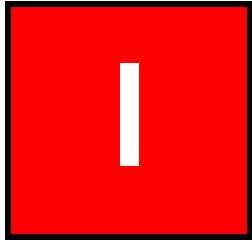


大崎地域広域行政事務組合消防本部における対外的業務の実施等基準について

令和4年11月1日から

- 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置など、国又は宮城県から求められる対応の内容に応じて、大崎消防本部新型コロナウイルス感染症対策本部において運用する基準（Ⅰ又はⅡ）を決定します。
- なお、当消防本部の職員が短期間において複数罹患するなど、対外的業務の実施が適切でない状況と判断される時は、基準Ⅰにおいても一時的に中止等とする場合があります。

現在の実施基準は ⇒



基本的事項

標準的な感染防止対策（※）が整った環境で実施し、屋内で実施する場合は、収容定員の半分以下での実施を目安とします。

また、消防庁舎で実施する場合は、ゾーニングによる区域外（敷地又は車庫）での実施を原則とします。

業務種類	主体区分	実施基準 Ⅱ (緊急事態宣言発令, まん延防止等重点措置適用など)	実施基準 Ⅰ (左記以外の状況の場合)	担当課
会議	消防側要請	・見合わせとします。なお、書面会議又はWEB会議の代替を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的事項を踏まえて実施します。 ・規模縮小や最低限の人数を考慮して開催します。 ・参加者の同意を得て行います。 ・参加者（連絡先含む。）の把握に御理解ください。 ・WEB形式又は書面会議の代替も考慮します。 	各課
会議	相手方要請	・見合わせとします。ただし、緊急又は重要なものである場合（例 市町コロナ会議、消防団幹部会議、医療機関コロナ会議等）は、基本的事項を踏まえて出席します。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的事項を踏まえて出席します。 	各課
庁舎見学	相手方要請	・見合わせとします。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的事項を踏まえて実施します。 ・最大人数は50名以下とします。 ・班編成により分散して行います。 ・参加者（連絡先含む。）の把握をお願いします。 ・その他、署所で定める庁舎見学の要領により実施します。 	総務課
職場体験	相手方要請	・見合わせとします。【感染動向に関わらず見合わせとしています。】		総務課
消防設備検査 危険物施設検査 申請に伴う確認査察	相手方要請	・基本的事項を踏まえて実施します。【感染動向に関わらず実施することとしています。】		予防課

業務種類	主体 区分	実施基準 II (緊急事態宣言発令, まん延防止等重点措置適用など)	実施基準 I (左記以外の状況の場合)	担当課
定期査察 ・防火対象物 ・危険物施設 ・権限移譲関係	消防側要請	・見合わせとします。ただし、緊急又は重要なものである場合(例 重大な消防法令違反がある防火対象物及び危険物施設への査察など)は、基本的事項を踏まえて実施します。	・基本的事項を踏まえて実施します。	予防課
火災防ぎょ訓練	消防側要請	・見合わせとします。	・基本的事項を踏まえて実施します。 ・参加者への同意の確認に御協力ください。 ・参加者(連絡先含む。)の把握に御理解ください。	警防課
消防訓練(指導)	相手方要請	・派遣見合わせとします。感染防止策を講じて自主訓練による実施をお願いします。	・基本的事項を踏まえて実施します。 ・参加者へ同意の確認をお願いします。 ・参加者(連絡先含む。)の把握をお願いします。	警防課
普通救命講習 救命入門コース 患者搬送乗務員講習 (新規・再講習)	相手方要請	・見合わせとします。	・基本的事項を踏まえて実施します。 ・受講者は10名以下とします。 ※2m以上の間隔がとれない会場の場合は、受講人数を制限する場合があります。 ・指導者2名以内とします。 ・班編成により分散して行います。 ・心肺蘇生法は一人法とします。(人工呼吸は説明のみとします。)	警防課
その他救急講習	相手方要請	・見合わせとします。	・基本的事項を踏まえて実施します。 ・受講者は50名以下とします。 ・指導者2名以内とします。 ・座学を主体とし、実技は展示又は代表者のみとします。 ・参加者(連絡先含む。)の把握に御理解ください。 ・できる限り要請者側の会場での実施に御協力をお願いします。	警防課
上級救命講習	相手方要請	・見合わせとします。	・基本的事項を踏まえて実施します。 ・受講者は10名以下とします。 ※2m以上の間隔がとれない会場の場合は、受講人数を制限する場合があります。 ・指導者は2名以内とします。 ・心肺蘇生法は一人法とします。(人工呼吸は説明のみとします。) ・止血法、固定法は、受講者自らの体を使用し行います。 ・搬送法は展示のみとします。 ・可能な限り、事前にWEB講習を受講いただき、講習時間の短縮にご協力をお願いします。	警防課

業務種類	主体区分	実施基準 II	実施基準 I	担当課
		(緊急事態宣言発令, まん延防止等重点措置適用など)	(左記以外の状況の場合)	
応急手当普及員講習	相手方要請	・見合わせとします。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的事項を踏まえて実施します。 ・受講者は10名以下とします。 ※2 m以上の間隔がとれない会場の場合は, 受講人数を制限する場合があります。 ・指導者は2名以内とします。 ・心肺蘇生法は一人法とします。(人工呼吸は説明のみとします。) ・止血法, 固定法は, 受講者自らの体を使用し行います。 ・搬送法は展示のみとします。 ・可能な限り, 事前にWEB講習を受講いただき, 講習時間の短縮にご協力をお願いします。 	警防課
消防団指導	相手方要請	・見合わせとします。ただし, 緊急又は重要なもので, かつ屋外において指導する場合は, 基本的事項を踏まえ実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的事項を踏まえて実施します。 ・実施可能な内容(例 図上訓練, 各個訓練, 個別操作・運用訓練, 団員研修等)を市町と事前に調整することとします。 	防災課
自主防災組織指導	相手方要請	・見合わせとします。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的事項を踏まえて実施します。 ・実施可能な内容(例 講話, 個別の訓練等)を市町又は主催者と事前に調整することとします。 	防災課
その他行事等	消防側要請	・見合わせとします。ただし, 緊急又は重要なものである場合(例 採用試験, ポスターコンクール審査会等)は, 基本的事項を踏まえて実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的事項を踏まえて実施します。 ・規模縮小や最低限の人数を考慮して開催します。 ・参加者の同意を得て行います。 ・参加者(連絡先含む。)の把握に御理解ください。 	各課
その他行事等	相手方要請	・見合わせとします。ただし, 緊急又は重要なものである場合は, 基本的事項を踏まえて出席します。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的事項を踏まえて出席します。 	各課

※標準的な感染防止対策

- ・会場及び待合場所等における3密(密閉, 密集, 密接)を徹底して回避すること。
- ・人と人との間隔はできる限り2 mの距離を確保すること。
- ・大声での発声等又は近接した距離での会話等がされないよう留意すること。
- ・業務の前後や休憩時間などの会話等を極力控えること。
- ・不織布マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼びかけること。(業務に携わる職員は不織布マスクとすること。)
- ・手洗い及びアルコールによる手指消毒を徹底すること。
- ・一定の滞在が必要な場合は, 換気のよい環境下とすること。
- ・入場者の制限や誘導を行うこと。
- ・職員に発熱や風邪のような症状がある場合は人員を変更するか又は延期すること。(事前に伝える)
- ・検温を実施し, 発熱症状がある場合は, 参加を見合わせさせること。
- ・高齢者や基礎疾患がある方の参加はできる限り避けること。